





左ノ宮殿又年也

御座浦様。為要と仰り。此ノ宮殿十一未年  
皇座如多。扣有。キ中。高。亦。宮殿。十一未年  
御座儀様。上。芝。居。狂言。類。一。以。及。下。お。如。後  
殿。等。之。上。仰。出。以。強。御。觸。事。一。以。及。下。御。事。入  
御。觸。以。後。上。右。附。多。り。之。以。及。下。之。急。仕。務。事。日  
御。下。之。お。如。後。之。以。及。下。之。通。り。附。多。り。  
右。様。キ。子。供。踊。り。仕。度。事。日。右。様。之。以。及。下。  
以。下。至。上。之。子。供。着。着。大。ハ。不。及。中。老。人。と。古  
同。様。仕。務。事。仕。り。所。無。為。教。成。之。新。意。信。心。也  
お。如。後。之。以。及。下。之。仕。務。事。入。用。お。も。少。く。と  
お。如。り。以。及。下。

御神之儀御威徳尚不無榮任信以貴為  
お。く。ハ。入。用。お。如。り。以。及。下。不。苦。後。と。古。意。事。日  
保。持。別。念。之。右。様。後。之。以。及。下。仕。務。事。貴。臨。之。如  
一。統。中。合。名。度。お。如。後。之。以。及。下。格。別。之。以。及。下。事。  
御。事。所。以。及。下。右。様。之。通。り。御。事。以。及。下。事。日  
尚。新。無。事。之。甚。と。如。古。此。一。同。偏。難。仕。務。事。  
事。日。也。

文化元年六月

御座  
上列尚殿桐皇朝所

【积文】

乍恐以書附奉願上候

一 御領分上州山田郡桐生新町惣百姓・惣代之者奉申上候、

乍恐

東照大権現

母衣輪大権現

牛頭天王

右三社を奉唱市神与、往古方毎年御祭礼

之節、附祭りニ子供踊り仕候処、寛政十一未年、

浄瑠璃・芝居同様之義ハ不相成趣、御觸御座候ニ付

遠慮仕、子供踊之儀者相休罷在候、然所近年

御祭礼之節餘り淋敷相成候得者、人氣不悦崑故、

自然と信心も疎く相成候様奉存候、此段何とも

歎敷奉存候ニ付、左ニ御願奉申上候、桐生領之儀者

山谷場狭之村方ニ候故、農業計ニ而ハ渡世相成兼

可申土地ニ候所、幸ニ往古方今ニ至迄、耕作之間、

糸繰絹織候産業有之故、面々糸絹渡世仕候

儀ニ御座候、然ルニ天正十八年〔関脱カ〕東八ヶ國一圓ニ相成  
乍恐

東照大権現様被 為遊御入國候以後、慶長五年

厩橋城主平岩七之助様方御申渡有之、桐生

領之儀者以前為御吉例之地、御簾絹上納

被仰付、則桐生領五十四ヶ村方白絹貳千四百拾疋并

御簾竿・御差物竿・御志なひ竹奉差上候、然ル処

夫方以来絹賣捌方段々多分ニ相成、年増ニ

絹織出し方繁昌仕候儀、誠ニ御治世之御威徳と

惣百姓一同偏ニ難有奉存罷在候所、明曆年中

御代官諸星庄兵衛様御支配之節被仰出候者、

御簾絹致献上候以来、絹捌方宜敷當所繁昌

成義、偏ニ御恩徳ニ候得者、先年初而御簾絹

致献上候日を祭日と相定、當所産業永々

繁昌五穀成就之ため祭礼可仕旨、厚キ

思召を以被仰付候、但し先年六月廿三日初而

御簾絹献上仕候故、其日を祭日と相定、

右市神三社御祭礼執行申候、夫方以来

年々無怠慢御祭礼仕候由申傳候、其砌方

毎年御祭礼之節、附祭りニ手軽キ子供踊り

仕来候所、近代河原者等を相交へ手重ニ相成候ニ付、

以来者諸事手軽ニ致し、美麗成義決而仕間敷旨、

去ル寛政五年丑ノ年

御屋鋪様方厳敷被仰付候ニ付、成丈手軽ニ仕、

美麗成義者相省キ申候所、尚亦寛政十一未年、

御公儀様方芝居狂言ニ類し候儀者不相成段、

厳重ニ被仰出候趣、御觸達し御座候ニ付奉恐入、

御觸以後者、右附祭り之義ハ遠慮仕罷在候、

然共、可相成儀ニ御座候ハレ、往古之通り附祭りニ

手軽キ子供踊り仕度奉存候、右様ニ被仰付

被下置候得者、子供若者共ハ不及申、老人迄も

同様悦岳仕り、〔當<sup>脱カ</sup>〕所繁〔昌<sup>脱カ</sup>〕五穀成〔就<sup>脱カ</sup>〕之祈念信

心も／相増候儀ニ御座候、尤諸色入用等も少々者

相懸り候得共、右

御神之依御威徳、當所繁栄仕候儀ニ御座候得者、

少々ハ入用相懸り候而も、不苦儀と乍恐奉存候、

併格別奢ケ間敷儀者決而不仕、諸色失墜無之様

一統申合、急度相慎可申候間、格別之御勘弁を以

御聞濟被成下、右願之通被仰付被下置候ハト、

當所繁昌之基と惣百姓一同、偏ニ難有仕合ニ

奉存候、以上

御領分

上州山田郡桐生新町

文化四卯年五月

【読み下し文】

恐れ乍ら書附を以て願い上げ奉り候

一 御領分上州山田郡桐生新町惣百姓・惣代の者申し上げ奉り候、

恐れ乍ら

東照大権現

母衣輪大権現

牛頭天王

右三社を市神と唱え奉り、往古より毎年御祭礼

の節、附祭りに子供踊り仕り候処、寛政十一未年

浄瑠璃・芝居同様の義は、相い成らざる趣、御觸御座候に付

遠慮仕り、子供踊りの儀は相休み罷り在り候、然る所近年

御祭礼の節、餘り淋敷く相成り候えば、人氣悦喜せざる故、

自然と信心も疎く相成り候様存じ奉り候、此段何とも

歎かわ敷く存じ奉り候に付、左に御願ひ申上げ奉り候、桐生領の

儀は／山谷場狭の村方に候故、農業計りにては渡世相成り兼ね

申すべき土地に候所、幸いに往古より今に至る迄、耕作の間々

糸繰り絹織り候産業これ有る故、面々糸絹渡世仕り候

儀に御座候、然るに天正十八年〔関脱カ〕東八ヶ國一圓に相成り、

恐れ乍ら

東照大権現様 御入國遊ばされ候以後、慶長五年

厩橋城主平岩七之助様より御申渡しこれ有り、桐生

領の儀は以前御吉例の地と為し、御簾絹上納

仰せ付けられ、則ち桐生領五十四ヶ村より白絹貳千四百拾疋并

御簾竿・御差物竿・御志なひ竹差し上げ奉り候、然る処

夫れより以来絹賣捌き方段々多分に相成り、年増しに

絹織り出し方繁昌仕り候儀、誠に御治世の御威徳と

惣百姓一同偏に有難く存じ奉り罷り在り候所、明暦年中



御代官諸星庄兵衛様御支配の節仰せ出され候は、

御簾絹献上致し候以来、絹捌き方宜敷く當所繁昌

成る義、偏に御恩徳に候えば、先年初めて御簾絹

献上致し候日を祭日と相定め、當所産業永々

繁昌五穀成就のため祭礼仕るべき旨、厚き

思し召しを以て仰せ付けられ候、但し先年六月廿三日初めて

御簾絹献上仕り候故、その日を祭日と相定め

右市神三社御祭礼執行申し候、夫れより以来

年々怠慢なく御祭礼仕り候由申傳へ候、その砌より

毎年御祭礼の節、附祭りに手軽き子供踊り

仕来り候所、近代河原者等を相交へ手重に相成り候に付、

以来は諸事手軽に致し、美麗成る義決して仕る間敷き旨、

去る寛政五年丑の年

御屋鋪様より嚴敷く仰せ付けられ候に付、成丈手軽に仕り、

美麗成る義は相省き申し候所、尚亦寛政十一未年、

御公儀様より芝居狂言に類し候儀は相成らざる段、

嚴重に仰せ出だされ候趣、御觸達し御座候に付、恐れ入り奉り、

御觸以後は、右附祭りの義は遠慮仕り罷り在り候、

然れども、相成るべく儀に御座候はば、往古の通り附祭りに  
手軽き子供踊り仕り度存じ奉り候、右様に仰せ付けられ  
下し置かれ候えば、子供若者共は申すに及ばず、老人迄も

同様悦喜仕り、〔當<sup>脱カ</sup>〕所繁〔昌<sup>脱カ</sup>〕五穀成〔就<sup>脱カ</sup>〕の祈念信  
心も／相増し候儀に御座候、尤も諸色入用等も少々は  
相懸り候えども、右

御神の御威徳に依り、當所繁栄仕り候儀に御座候えば、  
少々は入用相懸り候ても、不苦儀と恐れ乍ら存じ奉り候、  
併せて格別奢ケ間敷儀は決して仕らず、諸色失墜これなき様  
一統申し合わせ、急度相慎み申すべく候間、格別の御勘弁を以て  
御聞き済み成し下され、右願いの通り仰せ付けられ下し置かれ候  
はば、／當所繁昌の基と惣百姓一同、偏に有難き仕合せに  
存じ奉り候、以上、

御領分

上州山田郡桐生新町

文化四卯年五月

## 【解説】

梅雨も明け、暑い日が続いています。桐生の町では、例年なら梅雨明けの声を聞く（子供なら夏休み）と同時に、お祭りにむけて気もそぞろ、本町通りには八木節のやぐらの組立が始まり、当番町に天王様てんのうさまの御旅所おたびしょ（御假屋おかりや）が設えられるのを目にすれば、一気に気分が高まります。が、去年に続き今年も新型コロナウイルス禍で寂しい夏となっていました。

今回は、そんな気持ちもあり、江戸時代の桐生新町の祭りの様子はいかががわせる古文書を取り上げてみます。

まずは、江戸時代のお祭り話のまくらに、少しばかり思い出話を交えながら、今日のお祭りⅡ「桐生八木節まつり」のことに触れておきましょう。私が子供の頃は「桐生まつり」と言っていました（昭和六十三年まで）が、本町通りや末広通りは煌びやかきらな飾り付けの施された竹飾りに彩られ、威勢のいい八木節に合わせてやぐらを囲んで踊る人々、通りの両端に隙間なく並んださまざまな屋台、炎天下のなか市役所から錦町に出て本町通りを天神様（桐生天満宮）まで上ってくる華やかな仮装行列など・・・、思い出せば限きりがありませんが、

今回の古文書に絡めてということであれば、宵になり家族で出かけると、必ず天王様の御旅所にお参りすることが習いでした。小学生になったかならずかの子供でしたから、天王様とは何なのかは知りませんでした。が、当時住んでいた本町一丁目<sup>（本町一丁目）</sup>が当番町だった時、御旅所の番をしていた近所のおじさんに「なんで『てんのうさま』っていの」と聞いたら、『『ごずてんのうさま』がお祭りの神様だから、てんのうさまっていうんだよ』と教えてくれました。

「ごずてんのう」とは、祇園精舎の守護神「牛頭天王」のことです。

ぎょうえきしん

牛頭天王は疫病を振りまく恐ろしい行疫神であると同時に、ぼうえきしん丁重におもてなしをすればその災厄を免れることができる防疫神とも信じ

られていました。日本では非業の死を遂げたものの魂（御霊）は、その恨みを晴らそうと現世に疫病や天変地異といった災厄もたらすものと考えられてたこともあり、疫病を司り、かつ治めることもできる牛頭天王は靈験あらたかな存在として、京都の感神院祇園社（今の京都祇園の八坂神社）に祀られ、疫病退散を期待されてきました。祇園祭が旧暦六月に執り行われていたのは、衛生環境の悪い前近代の社会においては、疫病のもつとも流行する時期だからです。今なお京都

の祇園祭では、例年七月十七日に装飾に贅を凝らした山鉾が町を巡行しますが、牛頭天王をもてなし楽しませることで、疫病を封じるという古来からの伝統ある行事なのです。

では江戸時代の桐生のお祭りについて記されたこの古文書を読んでみましょう。

この文書は、文化四年（一八〇七）に桐生新町惣百姓惣代から、支配者である出羽松山藩の陣屋に対して差し出された願書の控えで、その主眼は、毎年の御祭礼（祇園祭のこと。当時の古文書では「牛頭天王祭礼」と書かれることが多い）で、往古の通り、付け祭り（祭神をもてなし楽しませる余興）として子供踊りを復活させたいということにあります。

しかし今回注目したいのは、この文書の図版二枚目にみえる、御祭礼成立の由来が書かれている部分です。

第四回の講座でも紹介しましたが、徳川家康の関東入国以降、桐生領は簞絹二四一〇疋の献上を請け負うことになりました。今回の文書では、その由緒として、家康が勝利を得た慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦に白絹（と簞竿・差物竿・竹刀）を献上し、それが御吉例

となったことが明記されています。その後、桐生では絹織物が盛んになり賣捌方（絹商いをする者）も絹織出し方（絹織物を織る者）も繁昌し、明暦年中（一六五五〜五八）には、時の代官である諸星庄兵衛から、なお一層の絹産業の繁栄と五穀豊穰を願って祭礼を行うように命じられ、簀絹献上の由緒日である六月二十三日を祭日と定め、東照大権現、母衣輪大権現、牛頭天王の三柱の市神として祭礼を執り行うことになり、それが欠かされることなく今に続いているとあります。

〔なお文書の主眼は、子供踊りの復活にありますから、これに続けて、最初の御祭礼の時から付け祭りとして子供踊りが行われていたこと、その後、河原物（＝歌舞伎役者）を呼び寄せるなど大掛かりになったが、自重して美麗にならないように気をつけてきたこと、寛政五年（一七九三）には領主から厳しく申し付けられ、付け祭りでの美麗な出しものは取り止めとなり、手輕なものだけになったこと、寛政十一年（一七九九）には幕府からの芝居狂言等の禁止命令を受け、付け祭りを遠慮するに至ったことを述べています〕。

代官諸星庄兵衛もまた、第四回目の講座に出てきた人物です。そこでは、やはり明暦年中の事として、桐生領から物納していた簀絹を、

今後は毎年三一七貫一五〇文の代永（金納）に切り替えることを命じたことが記されていきました。ところで桐生領の中心をなす桐生新町は、甲州武田家の滅亡後、徳川家康に仕えた大久保長安とその手代大野八右衛門により町立てが進められましたが、この庄兵衛も祖父民部右衛門、父藤兵衛が甲州武田家に仕えていた人物です。祖父・父共に、長安同様家康へ仕官して、歴代が関東の代官を務める家柄でした。旧武田家臣の幕臣によって開かれていった桐生新町を、同じく旧武田家臣を出自とする代官の諸星氏が治めていたことは、同氏もまた桐生新町の町立て当時から、この町に深いかわりを持っていたことを窺わせます。

さて、どこから桐生にこの祇園祭が伝わったのかは諸説あって不明ですが、今回紹介する文書では、市神として牛頭天王が上げられています。隣町のみどり市大間々町にも古くからの「おぎょん（御祇園）」祭が伝わっています。江戸時代に入り大間々は生糸の市が立つ町でしたし、桐生は絹織物の市が立つ町でした。生糸をつくるための養蚕は、天候不順の年は蚕のえさとなる桑の収穫量が減少し、結果的に蚕の生育が悪くなるだけでなく、病気になるものも増え、これを生業とする人々の生活は一気に苦しいものとなります。また繭の生産

量とその品質が落ち込むということは、取りも直さず生糸の流通量が激減しその品質も低下するということで、それを原材料とする絹織物も振るわなくなってしまう。生糸や絹織物を売り捌く市のある町にとって天候不順は、養蚕の不振に直結し、人々の生活を脅かす恐ろしい災禍であったことでしょう。

市神として牛頭天王が勧請された理由として、生業である養蚕を不振という災厄から守り、市を一層繁昌させるという霊験を頼みとしたと考えることが出来るかもしれません。

さて、話は再び今日のことに戻りますが、四丁目の鉾の頂には威風堂々たる「素戔嗚命」の人形が睨みを利かせています。これは、明治元年に神仏分離令が出され、京都の感神祇園社が廃寺とされ八坂神社に改組されたように、牛頭天王を祀っていた全国の祇園社や天王社が廃寺となり、それまでは神仏習合で牛頭天王とともに祀られていた素戔嗚命のみが祇園祭の祭神とされたことによります。桐生でも牛頭天王をはじめとした市神を祀っていた衆生院が、明治三年に八坂神社と改められています。明治八年に完成した四丁目鉾に乗る祭神が素戔嗚命であるのはそのためです。